

令和6年第9回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市長田口伸一は、令和6年8月21日付を以って、同年8月27日午前9時30分から鹿嶋市役所3階305会議室において、第9回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 仮議長の選出について（市長）
- 第2 臨時議長の選出について（委員・職員自己紹介）
- 第3 会期について
- 第4 農業委員会長の互選について
- 第5 農業委員の議席の決定について
- 第6 議事録署名人の選任について
- 第7 農業委員会長代理の互選について
- 第8 議案第1号 部会及び編集委員会の設置について

令和6年8月27日午前9時30分、鹿嶋市長田口伸一は仮議長席に着き、ただいまの出席委員14名である旨を報告し、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会を開くに至る定足数に達したことを告げ、令和6年第9回鹿嶋市農業委員会総会の開会を宣言した。

出席委員（14名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君

15番 田口 茂君

16番 谷田川 延秀君

欠席委員（0名）

招集者

鹿嶋市長

田口 伸一

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長

飯塚 俊行

事務局課長補佐

飯島 優

事務局主査

児島 教夫

会 議 の 経 過

(開会 午前9時30分)

事務局長 総会の進行を努めさせていただきます，農業委員会事務局長の飯塚です。
よろしくお願いいたします。農業委員会等に関する法律第27条第1項において、「委員の任期満了による任命の後，最初に行われる総会は，市町村長が招集する」と規定されておりますので，市長が招集をさせていただいております。

事務局長 これより，議事日程に入りますが，最初に，日程第1「仮議長の選出について」は，鹿嶋市農業委員会規則第14条第2項において，「市長が招集する総会においては，臨時議長が決まるまでの間は，市長が仮議長をつとめる」と規定されておりますので，仮議長の職を田口市長にお願いいたします。

仮議長 それでは，鹿嶋市農業委員会規則第14条第2項の規定に基づき，仮議長をつとめさせていただきます。本日の総会開催にあたり，農業委員数14名中，ただいまの出席委員は14名であり，農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく，総会を開くに至る定足数に達しておりますので，総会は成立いたしました。

本総会に傍聴の希望がありましたので，農業委員会規則第28条に基づき，これを許可いたします。

ただいまから，令和6年第9回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

仮議長 日程第2「臨時議長の選出について」を議題といたします。臨時議長の選出につきましては，鹿嶋市農業委員会規則第14条第2項の規定に基づき，「出席委員中最年長者を臨時議長に指名しなければならない」となっておりますので，出席委員中の最年長者である出頭勝美委員を指名いたします。出頭委員，よろしくお願いいたします。

「臨時議長に交代」

臨時議長 ただいま，ご指名いただきました出頭でございます。鹿嶋市農業委員会規則第14条第2項の規定に基づき，「臨時議長」の職をつとめさせていただきますので，よろしくお願いいたします。それでは，最初の総会でございますから，議事に入る前に，簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、仮議席番号1番から順に、各委員にお願いいたします。

「委員全員が、自己紹介を行う」

臨時議長 次に、事務局にお願いいたします。

「事務局職員が、局長以下順に自己紹介を行う」

臨時議長 ありがとうございます。

事務局長 田口市長は公務の都合上、ここで退席をさせていただきます。

臨時議長 次に日程第3「会期について」を議題といたします。

臨時議長 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

臨時議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

臨時議長 次に日程第4「農業委員会長の互選について」を議題といたします。

互選の方法について事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

互選の方法につきましては、鹿嶋市農業委員会規則第2条第1項の規定に基づき「委員の無記名投票をもって選出し、得票数が最多の者をもって充てる。この場合において、得票数の同じ者が生じたときは、くじをもって決定する」と規定されております。また、同条第2項には「前項の規定にかかわらず、出席した委員が次のいずれにも異議のないときには、指名推薦により会長を選出することができる」と規定されております。「次のいずれにも」とは、(1) 指名推薦・(2) 指名の方法・(3) 被指名人を当選人にするこの3点でございます。

臨時議長 ただいまの説明のとおりでございますが、「無記名投票」と「指名推薦」いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

「無記名投票でとの声あり」

臨時議長 ただいま、「無記名投票ではどうか」との声がありましたが、会長の互選について、無記名投票の選挙とすることでご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

臨時議長 異議なしと認め、会長の互選につきましては、無記名投票とすることに決定いたしました。

臨時議長 これより会長の選挙を行います。選挙は「無記名投票」により行います。議場の閉鎖を事務局主査児島教夫君に命じます。傍聴人は、速やかに退場してください。

〔議場を閉鎖（施錠）する〕

臨時議長 ただいまの出席委員は14名であります。投票用紙の配付をいたします。

(※投票用紙配付・・・飯島補佐，児島主査 ⇒ 14票)

臨時議長 配付もれはございませんでしょうか。

「なしとの声あり」

臨時議長 配布もれなしと認めます。

臨時議長 次に、投票箱を改めます。

(※空の投票箱を委員に見せる ⇒ 飯島補佐，児島主査)

臨時議長 異常なしと認めます。ここで念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長兼課長飯塚俊行君の点呼により仮議席の順に投票をお願いいたします。

(※仮議席の順に点呼する ⇒ 局長)

(※各委員の投票)

臨時議長 投票もれはございませんでしょうか。

「なしとの声あり」

臨時議長 投票もれなしと認めます。投票は、終了いたしました。

臨時議長 議場の閉鎖を解きます。

臨時議長 議場の開鎖を事務局主査児島教夫君に命じます。傍聴人は、速やかに入場してください。

〔議場を開鎖（施錠を解く）する〕

臨時議長 立会人を選出したいと思いますが、選出の方法について、どのような方法にするかお諮りいたします。

「臨時議長一任でとの声あり」

臨時議長 臨時議長一任とすることでご異議ございませんか。

「異議なしとの声あり」

臨時議長 異議なしと認め、立会人を指名いたします。今村太一委員、日向寺正志委員、谷田川延秀委員の3名を指名いたします。

臨時議長 これより直ちに開票します。立会人の3名は、開票の立会いをお願いいたします。事務局課長補佐飯島優君、事務局主査児島教夫君に開票を命じます。

(※開票作業)

臨時議長 選挙の結果を報告させます。事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 それでは、命によりご報告いたします。投票総数14票、うち有効投票14票でございました。有効投票中桐澤いづみ委員7票、橋本正委員6票、笠貫順一委員1票以上でございます。

臨時議長 ただ今の報告のとおりでございます。

臨時議長 選挙の結果、農業委員会規則第2条第1項の規定により、得票数が最多である、桐澤いづみ委員が会長と決定いたしました。

ここで会長に選出されました、桐澤委員にご挨拶をお願いいたします。

(※「新会長挨拶をする」・・・自席)

臨時議長 それでは、桐澤委員が会長と決定いたしましたので、議長を交代いたします。

議長 それでは、鹿嶋市農業委員会規則第14条第1項に「会長は総会の議長となり議事を整理する」とありますので議長をつとめさせていただきます。

議長 日程第5「農業委員の議席の決定について」を議題といたします。

議席の決定方法について、事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 議席の決定方法につきましては、鹿嶋市農業委員会規則第11条第1項の規定によりまして、「委員の議席は、委員の任期満了に伴い新たに選任された委員による最初の総会において抽選又は定める方法を総会に諮り定める」とされております。以上でございます。

議長 ただいま、事務局の説明どおりでございます。現在の議席は、本総会の前に、くじを引いていただき、本議席番号を決めるためのくじ引きの順番を決めたものであり、仮議席番号となっております。

議長 議席は抽選により決定するか、又は現在の仮議席番号を本議席番号として決定する方法があるかと思われませんが、いずれの場合でも、4番、9番を欠番とし、委員総数14名でございますので、1番から16番までとなります。「抽選」、「仮議席番号を本議席番号」いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

議長 「仮議席番号を本議席番号に」との声がありましたがご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

議長 異議なしと認め、現在の議席を本議席と決定いたします。

議長 次に、日程第6「議事録署名人の選任について」を議題といたします。

それでは、議事録署名人の選任について、どのような方法がよろしいか、お諮りいたします。

「議席順との声あり」

議 長 議席順の声がありましたので、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 異議なしと認め、鹿嶋市農業委員会規則第26条第2項で委員2名と規定しておりますので、私の方から指名いたします。1番出頭勝美君、2番笹本由美君の両名を議事署名人として指名いたします。

次回の総会からは番号3から順に2名ずつ指名することといたします。

なお、書記に事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

議 長 次に、日程第7「農業委員会会長代理の互選について」を議題といたします。

互選の方法について、事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 ご説明いたします。鹿嶋市農業委員会規則第3条において、「同規則第2条、会長の選出規定を準用する」と規定しております。したがって、会長選挙の際のご説明の繰り返しになりますが、互選の方法につきましては、鹿嶋市農業委員会規則第2条第1項の規定に基づき、「委員の無記名投票をもって選出し、得票数が最多の者をもって充てる。この場合において、得票数の同じ者が生じたときは、くじをもって決定する」と規定されております。また、同条第2項には「前項の規定にかかわらず、出席した委員が次のいずれにも異議のないときには、指名推薦により会長を選出することができる」と規定されております。

以上でございます。

議 長 ただ今の説明のとおりでございますが、「無記名投票」と「指名推薦」いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

「無記名投票でとの声あり」

6番 はい、議長。

議 長 6番大槻勝敏君。

6番 認定農業者から選出したらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 無記名という声がひとりでも出たら選挙をするのがルールですからそれはできないと思います。

6番 わかりました。

議 長 ただいま、「選挙で」との声がありましたが、それでは、会長代理の互選につきましては、「無記名投票」による選挙とすることにご異議ございませんか。

「異議なしとの声あり」

議 長 異議なしと認め、会長代理の互選につきましては、「無記名投票」とすることに決定いたしました。

議 長 これより会長代理の選挙を行います。選挙は「無記名投票」により行います。議場の閉鎖を事務局主査児島教夫君に命じます。

傍聴人は、速やかに退場してください。

〔議場を閉鎖（施錠）する〕

議 長 ただいまの出席委員は14名であります。投票用紙の配付をいたします。

(※投票用紙配付・・・飯島補佐 ⇒ 14票)

議 長 配付もれはございませんでしょうか。

「なしとの声あり」

議 長 配布もれなしと認めます。

議 長 次、投票箱を改めます。

(※空の投票箱を委員に見せる⇒ 飯島補佐, 児島主査)

議 長 異常なしと認めます。ここで念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長兼課長飯塚

俊行君の点呼により議席の順に投票をお願いします。

(※議席の順に点呼する⇒ 局長)

(※各委員の投票)

議長 投票もれはございませんでしょうか。

「なしとの声あり」

議長 投票もれなしと認めます。

投票は、終了いたしました。

議長 議場の閉鎖を解きます。

議長 議場の開鎖を事務局主査児島教夫君に命じます。

〔議場を開鎖（施錠を解く）する〕

議長 立会人を選出したいと思いますが、選出の方法についてお諮りいたします。

「議長一任との声あり」

議長 議長一任とすることでご異議ございませんか。

「異議なしとの声あり」

議長 異議なしと認め、立会人を指名いたします。

今村太一委員，日向寺正志委員，谷田川延秀委員の3名を指名いたします。

議長 これより直ちに開票いたします。

議長 立会人の3名は、開票の立会いをお願いいたします。

事務局課長補佐飯島優君，事務局主査児島教夫君に開票を命じます。

(※開票作業)

議長 選挙の結果報告をさせます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 それでは、命によりご報告いたします。投票総数14票，うち有効投票1

4票でございました。有効投票中出頭勝美委員2票、橋本正委員3票、今村太一委員7票、谷田川延秀委員1票、清宮茂信委員1票、以上でございます。

議長 長 ただいまの報告のとおりでございます。

議長 長 選挙の結果、農業委員会規則第2条第1項の規定により、得票数が最多である、今村太一委員が会長代理と決定いたしました。
ここで会長代理に選出されました、今村太一委員にご挨拶をお願いいたします。

(※「新会長代理挨拶をする」・・・自席)

議長 長 ありがとうございます。

議長 長 次に、日程第8議案第1号「部会及び編集委員会の設置について」を付議いたします。事務局より説明させます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 部会及び編集委員会の設置についてご説明いたします。

鹿嶋市農業委員会規則第35条第1項において、「専門的事項について調査等を行うため、委員会に農政部会及び農地部会、並びに編集委員会を設置することができる」と規定しております。

また同条2項で「総会に諮って各々設置について定める」と規定しております。

議長 長 事務局の説明どおり、「この総会に諮って設置について定める」とのことです。

お諮りいたします。農政部会、農地部会、編集委員会を本委員会に設置することにご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

議長 長 ご異議ないものと認め、本委員会に農政部会及び農地部会並びに編集委員会を設置することに決定いたします。

議長 長 次に、専門部会の委員の指名方法等について事務局より説明させます。
事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 委員の指名方法及び構成についてご説明いたします。

鹿嶋市農業委員会規則第35条第3項において、「専門部会の委員については、委員の希望を考慮し、会長が指名する」としており、同条第4項でそれぞれの部会の構成人員を規定しておりまして、「農政部会及び農地部会は会長を除く委員の2分の1以内の委員」、「編集委員会は、会長を除く委員の3分の1以内で農政部会と農地部会の部長を含む」とされております。

以上でございます。

議長 説明のとおりでありますので、まず、農政部会と農地部会の委員を決め、次に編集委員会委員を決めることといたします。

両部会ともに、会長を除く2分の1以内の委員ということでございますので、6人ずつといたします。両部会の委員は、「委員の希望を考慮して会長が指名する」との規定により、私の方から指名をさせていただきます。

議長 ここで、暫時休憩いたします。

(※暫時休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 指名にあたっては、「希望を考慮して」とございますが、私の案を発表させていただきますまして、その後、調整をさせていただきたいと思っております。

議長 農政部会並びに農地部会の委員を指名いたします。

事務局より発表させます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 命によりまして、発表いたします。

まず、農政部会委員でございます。・・・(別紙名簿のとおり)

次に、農地部会委員でございます。・・・(別紙名簿のとおり)

以上でございます。

議長 ただ今、事務局が発表した内容にご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議ないものと認め、農政部会並びに農地部会の委員を決定いたします。

議長 ただいま、委員が決定しましたので、規則に従いまして役員を選出させていただきたいと思っております。

役員の選出方法について、事務局より説明させます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 選出方法についてご説明いたします。

鹿嶋市農業委員会規則第36条第1項第1号で、「両部会ともに部長，副部長各1人」と規定しており，その選出方法については，同条第2項において，「同規則第2条の例による」としておりますので，委員の無記名投票をもって選出するか，指名推薦とするかのいずれかの方法となります。

以上でございます。

「互選の声あり」

事務局長 委員の方から各部会で互選ではどうかというお声をいただきましたので、大変お手数ですが、この部屋の中で農政部会、農地部会に移動していただきその中で部長、副部長を互選で決めていただければと思いますのでご移動願います。隣の部屋に農政部会、農地部会をこちらの部屋でお願いいたします。

(※暫時休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 それでは指名いたします。

農政部長に5番山本清治君、副部長に10番笠貫順一君、農地部長に3番清宮茂信君、副部長に12番大川喜美君を指名いたします。

議長 次に、編集委員会委員の指名をいたします。

「構成は、会長を除く委員の3分の1以内で、農政部長・農地部長の2人を含む」と規定されていることから、委員は4名といたします。

議長 事務局より発表させます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長 命によりまして、発表いたします。

(※別紙の名簿を読み上げる)

以上でございます。

議長 ただいま発表した委員構成について、ご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議ないものと認め、編集委員会委員をそのように決定いたします。

議 長 編集委員会委員が決定しましたので、同規則第36条第1項第2号の規定に基づく、委員長及び副委員長を選出していただきたいと思えます。

役員の選出方法につきましては、部会と同様であります、「部長は役員になることができない」との規定がございます。

それでは、いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

「議長一任の声あり」

議 長 議長一任の声がありましたが、議長が指名推薦することにご異議ございませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 それでは指名いたします。

委員長に2番笹本真由美君、副委員長に16番谷田川延秀君を指名いたします。

議 長 本日上程されました案件、日程第1ないし日程第8の審議をすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第9回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局より事務連絡をお願いします。

(閉会 午前10時27分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人